

令和2年度第7回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月28日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	二宮	浩久
主任主事	雨宮	敦

6 傍聴者 1名

7 議事録署名人

7番	露木	聖一	8番	関山	節夫
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

9 議 事

議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

会議の状況

【議長】

それでは第7回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

人・農地プランのアンケートの回収について、後程、事務局より説明があると思いますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、今月についても農地パトロールを実施いたしますが、事故のないようお願いしたいと思います。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第7回総会の議事録署名委員につきましては、7番露木委員、8番関山委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項1朗読 一

それでは説明いたします。

NO1になります。このたび、8月13日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望があるため、新規就農者等の規模拡大を考えている農業者に対して、あっせんを図っていきます。

なお、この届出の受理通知書を8月19日付で発行しております。

NO2になります。9月4日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を9月8日付で発行しております。

NO3になります。9月8日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望があるため、新規就農者等の規模拡大を考えている農業者に対して、あっせんを図っていきます。

なお、この届出の受理通知書を9月11日付で発行しております。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

一 議案第16号朗読 一

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1について、関山委員、お願いします。

【委員】

9月17日に中里地区農業委員及び事務局で、現地を確認いたしました。

対象地の場所は、中里2丁目に位置する農地1筆で、面積は1,346㎡の内953.28㎡です。

当該地では、複数の露地野菜などが栽培されており、農地として適切に利用されてきました。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO2について、原淳利委員、お願いします。

【委員】

9月17日に二宮地区農業委員及び事務局で、現地を確認いたしました。

対象地の場所は、二宮の寺ノ脇などに位置する農地12筆で、面積の合計は4,411.26㎡です。

当該地では、露地野菜や果樹が栽培されており、農地として適切に利用されてきました。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

本案件は、相続税の納税猶予制度によるものです。相続税の納税猶予制度とは、農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用していく場合、相続税の猶予を受けられる制度です。特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が確定することとなりますが、その際には、出口調査と呼ばれる税務署からの調査があり、農業委員会では、当該農地の利用状況について確認し、税務署に報告することとなります。

また、それとは別に平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があり、届出には、農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

本案件につきましては、NO1、NO2共に平成21年以降に特例を受けた案件であり、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が申請されたことによる議案となります。

まず、NO1です。

議案第16号関係資料をご覧ください。1ページ目に当案件の地図を添付しております。申請者は平成25年に中里2丁目の農地1筆を相続し、1,346㎡の内953.28㎡に

ついて、納税猶予の特例の適用を受けております。

対象地は、現地確認報告にもありましたように、露地野菜等が栽培され、適正に管理されてきました。

続いて、NO2です。

引き続き関係資料をご覧ください。2ページから5ページに地図を添付しております。2ページ目は、二宮字寺ノ脇1筆と二宮字前狭間7筆、3ページ目は、二宮字根柄見1筆、4ページ目は、二宮字峰山入1筆、5ページ目は、二宮字前古砂1筆と二宮字古砂入1筆です。申請者は平成25年に農地12筆を相続し、合計面積の4,411.26㎡について、納税猶予の特例の適用を受けております。

対象地は、現地確認報告にもありましたように、露地野菜等が栽培され、適正に管理されてきました。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会